

# 府中市ひとり親家庭等医療費助成制度について

ひとり親家庭の父又は母、及び児童等が医療を受けた場合の一部負担金を除く自己負担分を助成する制度です。

## 1 対象者

府中市に住所を有し、健康保険に加入している者であって、次の1から5までのいずれかに該当する方

1. 母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童を現に扶養している方
2. 母子家庭の母又は父子家庭の父に扶養されている児童
3. 父母のない児童
4. 父母のない児童を養育している配偶者のない方
5. その他これに準ずる状況にある方（※）

★「児童」とは、18歳以下（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の者

※「5. その他これに準ずる状況にある方」とは

ア 配偶者の生死が1年以上明らかでない方（船舶の沈没等の場合は3か月以上）

イ 配偶者から1年以上遺棄されている方

ウ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方（送金等がなく1年以上扶養を受けることができない）

エ 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方（障害年金1級程度の障害で、1年以上労働能力を失っている）

オ 配偶者が法令により1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない方

カ 婚姻によらないで母又は父となった方であって現に婚姻をしていない方

★「配偶者」には、婚姻の届出をされなくても事実上の婚姻関係（内縁関係）にある方を含みます。

★「婚姻」には、婚姻の届出をされなくても事実上の婚姻関係（内縁関係）にある場合を含みます。

## 2 所得制限

本人及び生計を同一にする扶養義務者が前年（1月～7月にあつては前々年）の所得税非課税であること

※ここでの所得税とは、平成22年度税制改正前の所得税法で算定されたものをいいます。

## 3 申請に必要なもの

○「ひとり親家庭等医療費受給者資格認定（受給者証更新）申請書」

○「本人確認書類」（個人番号カード、運転免許証など）

○下記のいずれかの健康保険の資格情報が確認できるもの（対象者全員のもの）

①「資格確認書」

②「資格情報のお知らせ」

③従来の「健康保険証」（経過措置期間中で有効な場合に限る）

④「マイナポータル画面」（対象者の氏名、生年月日、記号・番号、資格取得日、被保険者または世帯主氏名、保険者名、保険者番号が確認できる画面）

※①～④の提出が難しい場合で対象者の健康保険の資格情報を確認するため個人番号（マイナンバー）を用いた情報連携を希望される場合は、個人番号を確認できる書類（対象者及び被保険者のもの）の提出が必要です

※対象者「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」に被保険者名の記載がない場合は、被保険者の「資格確認書（または有効な健康保険証）」または「資格情報のお知らせ」の提出も必要です。

※転入等により対象者又は扶養義務者等の所得確認ができない場合は、所得課税証明書又は個人番号（マイナンバー）の確認できる書類の提出が必要です。

※必要に応じて上記以外に追加で書類をご提出いただく場合があります。

#### 4 一部負担金

県内の医療機関等を受診する際は、個人番号カード又は医療保険の資格確認書等による確認を受けるとともにひとり親家庭等医療費受給者証を提示し、次の一部負担金を医療機関等の窓口でお支払いください。

区 分	一 部 負 担 金 (窓口で一部負担金をお支払いいただく上限日数)	その他
保険医療機関	医療機関ごとに1日500円 (通院月4日・入院月14日まで)	保険診療にかかる自己負担額が500円に満たない場合は、その額が1日の負担額です。
同一医療機関における複数診療科受診	医科診療で1日500円 (通院月4日・入院月14日まで) 歯科診療で1日500円 (通院月4日・入院月14日まで)	
訪問看護	訪問看護事業者ごとに1日500円(月4日まで)	
柔道整復・はり・灸・あん摩・マッサージ	施術所ごとに1日500円(月4日まで)	
保険薬局(院外処方)	一部負担金なし	

#### (事例)

事 例	一部負担金の取扱い
同じ月に2以上の医療機関へ受診した場合	それぞれの医療機関ごとに、1か月の上限日数(通院4日・入院14日)に達するまで一部負担金を支払う。
同一医療機関において同日に2回以上受診した場合(午前と午後の受診等)	【いずれも医科診療又は歯科診療の場合】 1日500円を支払う。ただし、1回目の一部負担金が500円に満たない場合は、2回目以降に500円に達するまで支払う(この日は、通院1日と数える。)。 【1回目が医科診療で2回目が歯科診療の場合】 1回目が医科診療で500円(500円に満たない場合はその額)を支払う。 2回目が歯科診療で500円(500円に満たない場合はその額)を支払う。 (この日は医科の通院で1日、歯科の通院で1日と数える。)
通院後即日入院となった場合	1日500円を支払う(この日は入院1日と数える。)
午前中通院した後に容態が急変して午後再度通院し即日入院となった場合	午前は通院に係る医療費として500円を支払いし、午後は入院に係る医療費として500円を支払う(この日は通院1日・入院1日と数える。)
月を越えて継続入院した場合	各月ごとに上限日数(14日)に達するまで一部負担金を支払う。 (例)10月17日から11月20日まで入院した場合 10月の入院日数は15日のため、500円×14日の一部負担金を支払う。 11月の入院日数は20日のため、500円×14日の一部負担金を支払う。

#### 5 受給者証の更新

- 更新手続きは、原則不要です。毎年8月1日に所得審査を行い、該当者には新しい受給者証を有効期間終了前に送付します。
- 所得制限により更新とならなかった場合は更新できなかった旨の通知を送付します。
- 認定については毎年8月1日に新しい年度の所得で審査しますので、所得制限により更新とならなかった場合や却下となっている場合は、再度申請をしてください。

#### 6 届け出が必要な場合

- 氏名・住所・加入している健康保険の内容等に変更があるとき又はひとり親家庭等でなくなったときは、速やかに子育て応援課又は上下支所の窓口へ届け出てください。

#### 【申請・問い合わせ先】

府中市役所 子育て応援課 TEL (0847) 44-9147  
上下支所 市民生活係 TEL (0847) 62-2114